

在留届の滞在期間超過のお知らせメール運用開始について

2015年4月

在ジュネーブ領事事務所

在外公館では、在留届により申告された「滞在期間」が超過した皆様に、帰国・変更届の提出漏れを防ぐため、毎月1回以下のようなお知らせメールの送信を開始します。初回のメール送信は5月上旬を予定しています。

下記のメールを受信された際には、メールに記載されたホームページアドレス（URL）から、帰国または変更の手続（電子届出）をお願いいたします。

なお、本メールについてのご質問等ありましたら、当館または在留届電子届出サポートデスク（ezairyu@mofa.go.jp）までお知らせください。

===滞在期間超過お知らせメールの例=====

発信元：ezairyu@ezairyu.mofa.go.jp

件名：（重要）在留届の滞在期間が過ぎました

本文：あなたが【在ジュネーブ領事事務所】に登録している在留届の滞在期間が過ぎました。

お手数ですが、下記の要領で帰国届または変更届の提出をお願いします。

（以下省略）

=====

在ジュネーブ領事事務所

電話：+41-(0)22-716-9900

FAX：+41-(0)22-716-9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

住所：82, rue de Lausanne, 1202 GENEVE, SUISSE

ホームページ：[http://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/index_j.htm)